

**【国土交通省補助事業】**  
**令和2年度 改正建築物省エネ法講習（小・中規模建築物設計者用）**

共 催：一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会  
一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会

令和元年5月17日に改正建築物省エネ法が公布されました。これにより、300㎡未満の小規模建築物においては、建築士から建築主への省エネ性能に関する説明が義務付けられ、省エネ基準への適合義務制度の対象が、現行の2,000㎡以上から300㎡以上の中規模建築物まで拡大されます。

本講習では、令和3年4月の施行に向けて主に300㎡前後の小・中規模建築物の設計者を対象とした改正建築物省エネ法の概要および省エネ性能に係る計算方法のポイント等を解説していますので、ぜひご受講ください。

なお、本講習で使用するDVDと同じ内容の動画を(一社)日本建築士事務所協会連合会のホームページ上で公開予定です。

日 時 令和2年11月19日(木) 13:30～17:30 (受付13:00～)  
会 場 沖縄産業支援センター(中ホール) 那覇市小禄1831-1 TEL. 098-859-6234  
定 員 50名(先着順)  
※新型コロナウイルス感染防止対策として、会場の収容人数の50%以下としています  
対 象 者 建築士事務所に所属する職員  
受 講 料 無料  
テキスト 「改正建築物省エネ法講習テキスト(小・中規模建築物設計者用)」  
講習形態 DVD講習 ※建築CPD情報提供制度対象外  
申込受付 令和2年10月5日(月)～ 定員になり次第受付終了  
申込方法 「受講申込書」に必要事項をご記入の上FAXにてお申込みください。  
問合せ先 一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会 TEL. 098-879-1311

改正建築物省エネ法講習（小・中規模建築物設計者用）			受講番号
受講申込書 兼 受講券			
受講者名			
勤務先			
TEL		FAX	

**※注意事項**

- ・この申込書に記載された個人情報は、講習会以外の目的には使用いたしません。
- ・発熱や咳、咽頭痛などの症状がある方は受講をお控えください。
- ・マスクの着用および手指洗浄へのご協力をお願いします。
- ・新型コロナウイルスの感染状況により、講習会を延期もしくは中止する場合があります。

申込先 一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会 まで

**FAX 098-870-1611**

FAX 送付後、必ず事務局へご連絡ください。TEL. 098-879-1311  
受講番号をお知らせします。